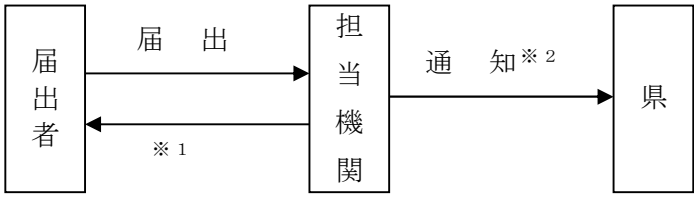


2 4 福島県生活環境の保全等に関する条例

(特定施設等の設置及び建設作業騒音規制地域における騒音指定建設作業の届出)

<p>条例の趣旨</p>	<p>生活環境の保全等について、県、事業者及び県民の責務を明らかにし生活環境の保全等に関する基本となる事項を定め、並びに公害の防止のための規制の措置を講ずることにより、生活環境の保全等に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康の保護及び良好な生活環境の保全に資する。</p>
<p>届出の必要な行為</p>	<p>1 ばい煙を大気中に排出する者がばい煙指定施設を設置する場合 2 一般粉じん指定施設を設置する場合 3 特定粉じんを大気中に排出し、又は飛散させる者が特定粉じん指定施設を設置する場合 4 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が、排水指定施設又は特定施設を設置する場合 5 工場又は事業場から地下に有害物質使用排水指定施設又は法定外有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む水を浸透させる者が、有害物質使用排水指定施設又は法定外有害物質使用特定施設を設置する場合 6 地下水を採取する者が揚水設備を設置する場合 7 工場又は事業場に騒音指定施設を設置する場合（設置工事の開始の日の30日前まで） 8 建設作業騒音規制地域において騒音指定建設作業を伴う建設工事を行う場合（作業開始の日の7日前まで）</p> <p>※届出が必要な施設等とは？</p> <p>(1) ばい煙指定施設 金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉等15施設（規則第4条別表第1）</p> <p>(2) 一般粉じん指定施設 製綿又は綿打ち直し用に供する動力打綿機又は動力混打綿機（規則第5条）</p> <p>(3) 特定粉じん指定施設 石綿を含有する製品の製造の用に供する成型機等2施設（規則第6条別表第2）</p> <p>(4) 排水指定施設 水産食料品製造業の用に供する冷凍すり身の解凍施設等19施設（規則第20条）</p> <p>(5) 特定施設 鉍業又は水洗炭業の用に供する選鉍施設等約600業種の施設（水質汚濁防止法施行令別表第1）</p> <p>(6) 有害物質使用排水指定施設 有害物質を製造し、使用し、若しくは処理する排水指定施設</p> <p>(7) 法定外有害物質使用特定施設 法定外有害物質（規則第21条）を製造し、使用し、若しくは処理する排水指定施設</p> <p>(8) 揚水施設 動力を用いて地下水を採取するための施設（規則第23条）</p> <p>(9) 騒音指定施設 金属加工機械等15施設（規則第45条別表第7）</p> <p>(10) 騒音指定建設作業 くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業等8種類の作業（規則第46条別表第8）</p>

<p>受 理 権 者</p>	<p>騒音関係：各市町村長 水質関係：知事、中核市長 大気関係：知事、中核市長</p>
<p>基 準 等</p>	<p>(1) ばいじんに係るばい煙排出基準（規則第7条別表第3） (2) 指定有害物質に係るばい煙排出基準（規則第8条別表第4） (3) 一般粉じん指定施設管理基準（規則第9条） (4) 特定粉じん規制基準（規則第10条） (5) 排水指定事業場排水基準（規則第24条別表第5） (6) 特定事業場排水基準（規則第25条別表第5） (7) 有害物質を含む地下浸透水の浸透の制限 （規則第27、28条別表第6） (8) 工場等騒音規制基準（規則第47条別表第9） (9) 騒音指定建設作業に係る基準（規則第53条）</p>
<p>担 当 機 関</p>	<p>(1) 騒音指定施設、騒音指定建設作業以外の届出が必要な施設 各地方振興局 県民環境部 環境課 （いわきを除く。南会津地方振興局は県民環境部県民環境課） 福島市環境課 郡山市環境保全センター いわき市環境監視センター (2) 騒音指定施設、騒音指定建設作業 各市町村環境担当課（福島市環境部環境課、郡山市環境保全センター、いわき市環境監視センター）</p>
<p>手続フローチャート</p>	 <pre> graph LR A[届出者] -- 届出 --> B[担当機関] B -- 通知※2 --> C[県] B -- ※1 --> A </pre> <p>※1 届出年月日を明確にする書類 ※2 騒音規制法の規制地域を有しない市町村に騒音関係の届出を行った場合に限る</p>
<p>備 考</p>	